

「住居確保給付金」と「総合支援資金」を利用した 住宅確保の手続き

～ 住 居 を 無 く さ れ た 離 職 者 の 方 へ ～

I 対象者の要件

1. 住居確保給付金の支給要件

住居確保給付金は、申請時に以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

① 離職等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれがある

② 申請日において、離職等の日から2年以内である

または、収入や収入を得る機会が個人の都合によらずに減少し、就労の状況が離職または廃業と同等程度の状況にあること

③ 離職前に、主たる生計維持者であった

(離職等前には主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により申請時には主たる生計維持者となっている場合も含む。)

④ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次の表の金額以下である(収入には、公的給付を含む)

世帯人数	基 準 額	家 賃 上 限 額	収入基準額
1人	84,000 円	46,000 円	130,000 円
2人	130,000 円	55,000 円	185,000 円
3人	172,000 円	3人～5人 59,800 円	231,800 円
4人	214,000 円		273,800 円
5人	255,000 円		314,800 円

6人	297,000 円	64,000 円	361,000 円
7人	334,000 円	71,800 円	405,800 円

⑤ 申請日において、申請者及び申請者と生活を一つにしている同居の親族の預貯金の合計額が次の表の金額以下である

世帯人数	金融資産
1 人	504,000 円
2 人	780,000 円
3 人	1,000,000 円
4 人	1,000,000 円
5 人	1,000,000 円

⑥ (離職または廃業の場合、ハローワークに求職の申込みをし) 誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと

⑦ 地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと

⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でない

2. 総合支援資金の貸付要件

総合支援資金は、失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援(就労支援、家計指導等)と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付けを行うことにより自立が見込まれる世帯であって、次のいずれにも該当する世帯が対象となります。

① 低所得世帯(市町村民税非課税程度) 及び

収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている

② 借入申込者の本人確認が可能である

- ③ 現に住居を有していること、又は住居確保給付金の申請を行い住居の確保が確実に見込まれる
- ④ 社会福祉協議会及び関係機関の支援を受けることにより、自立した生活を営めることが見込まれ、償還（返済）を見込める
- ⑤ 雇用保険の失業等給付、職業訓練受講給付金、生活保護、年金等の他の公的な給付・貸付を受けることができず、生活費をまかなうことができない
- ⑥ 本人及び世帯に属する方が暴力団員でない

Ⅱ 手続きの流れ

【1. 住居確保給付金の支給申請】

・必要書類(下記Ⅲの1参照)を添えて、住居確保給付金の申請書を生活相談支援センターらいふあっぷ習志野(自立相談支援機関)に提出してください。

・生活相談支援センターらいふあっぷ習志野(自立相談支援機関)からは、申請書の写しの発行にあわせて、「入居予定住宅に関する状況通知書」の用紙、「求職活動状況報告書」の用紙が配布されます。

※住居確保給付金の支給開始までの生活費が必要な方は、市町村社会福祉協議会に住居確保給付金の申請書の写しを提示することによって、臨時特例つなぎ資金の借入申込みを行うことができます。

【2. 入居予定住宅の確保】

- ・不動産業者等に住居確保給付金の申請書の写しを提示しつつ、住居確保給付金の支給決定等を条件に業者等を介して入居可能となる賃貸住宅を探してください。原則として、賃貸住宅を探す範囲は申請書を提出した自治体の地域内です。
- ・敷金や礼金などの入居初期費用については、社会福祉協議会の総合支援資金貸付(住宅入居費)の申請予定であることを不動産業者等に対して伝えてください。
- ・入居可能な住宅を確保した場合には、不動産業者等から「入居予定住宅に関する状況通知書」の記載・発行をしてもらいます。

【3. ハローワークでの求職申込】

- ・ハローワークに求職の申し込みを行い、求職受付票(ハローワークカード)の発行を受けます。

【4. 住居確保給付金の確認書類の提出】

- ・不動産業者等から記載・発行を受けた「入居予定住宅に関する状況通知書」及びハローワークから発行を受けた「求職受付票(ハローワークカード)」の写しを生活相談支援センターらいふあつぷ習志野(自立相談支援機関)に提出してください。

【5. 住居確保給付金の審査】

- ・住居確保給付金の申請に必要な書類が整うと、自治体において支給の審査が行われます。
- ・審査の結果、受給資格ありと判断された場合は、生活相談支援センターらいふあつぷ習志野(自立相談支援機関)から「住居確保給付金支給対象者証明書」と「住宅確保報告書」の用紙が配布されます。

※受給資格なしと判断された場合は、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されますので、不動産業者等に対して、住居確保給付金が不支給であったことにより賃貸借契約を締結できない旨を連絡してください。

【6. 総合支援資金貸付(住宅入居費・生活支援費)の借入申込み】

・敷金・礼金等の資金として総合支援資金(住宅入居費)の借入申込みを行うため、市町村社会福祉協議会の担当窓口へ、必要書類(下記Ⅲの2参照)を添えて、「総合支援資金借入申込書」を提出してください。

・住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、あわせて総合支援資金(生活支援費)の借入申込みも行ってください。

・社会福祉協議会窓口からは、「総合支援資金借入申込書の写し(受理印を押印)」の発行を受けてください。

・申請書の提出を行うと、社会福祉協議会は貸付けの審査を開始しますが、この後手続きを進めていく中で、住宅入居費の場合は「賃貸契約書の写し」を、生活支援費の場合は「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を、それぞれ社会福祉協議会に提出する必要があります(8および12を参照)。

※ なお、「総合支援資金貸付」には「一時生活再建費」という貸付費目もあります。

【7. 賃貸借契約の締結】

・「入居予定住宅に関する状況通知書」の記載・発行を受けた不動産業者等に対し、「住居確保給付金支給対象者証明書の写し」「総合支援資金借入申込書の写し」を提示し、予定していた賃貸住宅に関する賃貸借契約を締結してください。

・この賃貸借契約は、原則として「停止条件付き契約(初期費用となる貸付金が不動産業者等へ振り込まれたことが確認された日をもって効力が発生する契約)」となります。

【8. 総合支援資金貸付(住宅入居費)の確認書類の提出】

- ・契約締結後、賃貸借契約書の写しを社会福祉協議会窓口に提出してください。
- ・審査を経て総合支援資金(住宅入居費)の貸付が決定されると、住宅入居費が不動産業者等に振り込まれます。

【9. 入居手続き】

- ・住宅入居費が不動産業者等に振り込まれたことをもって、停止条件付きの賃貸借契約の効力が発生しますので、不動産業者等との間で入居に関する手続きを行ってください。
- ・すぐに住民票の設定・変更手続きをしてください。

【10. 住居確保給付金支給の決定】

- ・住居確保給付金については、既に「住居確保給付金支給対象者証明書」が交付されていますが、実際に支給を受けるためには、住宅入居後7日以内に、「賃貸住宅に関する賃貸借契約書の写し」及び新住所における「住民票の写し」を添付して、「住宅確保報告書」を生活相談支援センターらいふあっぷ習志野(自立相談支援機関)に提出する必要があります。
- ・これを提出すると生活相談支援センターらいふあっぷ習志野(自立相談支援機関)から「住居確保給付金支給決定通知書」と「求職活動状況報告書」が交付され、あわせて、必要に応じて「常用就職届」、「職業相談確認票」、「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」の用紙が配布されます。
- ・住居確保給付金は自治体から不動産業者等に振り込まれます。

【11. 不動産業者等への住居確保給付金支給決定の報告】

- ・不動産業者等に対して「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出してください。

【12. 社会福祉協議会への住居確保給付金支給決定の報告】

- ・社会福祉協議会窓口に対しても「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出してください。

【13. 総合支援資金(生活支援費)の借用書の提出】

- ・総合支援資金(生活支援費)の審査が通ると、貸付決定が通知されます。
- ・これを受けて総合支援資金(生活支援費)の借用書を社会福祉協議会窓口に提出した後、総合支援資金(生活支援費)が振り込まれます。

【14. 就職活動】

- ・支給期間中は、月に4回以上、自立相談支援機関との面談等を行ってください。

※求職申込み・雇用施策利用状況確認票の郵送、電子データの送付及び電話等による報告も可能です。

- ・常用就職(雇用契約において、期間の定めがない又は6ヶ月以上の雇用期間が定められているもの)した場合や収入を得る機会が増加し収入基準額を超える収入があった場合には、「常用就職届」を自治体へ提出してください。また、社会福祉協議会にも、就職及び増収した旨を連絡して下さい。

離職または廃業の場合と同等程度の状況にある方は・・・

・毎月2回以上、「職業相談確認票」を持参のうえ、公共職業安定所の職業相談を受ける必要があります。「職業相談確認票」に、相談日、担当者名、支援内容について記入を受けるとともに、安定所確認印を受け、らいふあっぷ習志野（自立相談支援機関）に提出してください。

※電話で相談を行った場合、受給者自身が担当者名、相談日を記載してください。

・原則週1回以上、求人先への応募を行うか、求人先の面接を受ける必要があります。これは、ハローワークにおける活動に限ったものではないので、求人情報誌や新聞折り込み広告なども活用してください。

月4回以上の支援員との面接等の際に、活動内容を記載した「住居確保給付金 常用就職活動状況報告書」をらいふあっぷ習志野（自立相談支援機関）に提出してください。

Ⅲ 手続きに必要な書類

Ⅰ. 住居確保給付金の支給申請に必要な書類

① 住居確保給付金支給申請書（様式1-1、1-1A、2-1または2-2）

② 本人確認書類（次のいずれか）

マイナンバーカード、運転免許証、住民基本台帳カード、旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票、戸籍謄本等の写し

③離職後2年以内の者であることが確認できる書類の写し

または、申請日において収入や収入を得る機会が個人の都合によらずに減少し、就労の状況が就職または廃業と同等程度の状況にあることを確認できる書類の写し

(離職票、受給を終えた雇用保険受給資格者証等がない場合は、例えば、給与振込が一定の時期から途絶えている通帳の写しなど、離職者であることが確認できる何らかの書類)

- ④申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について、収入が確認できる書類の写し

(給与明細書、預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ、雇用保険の失業給付等を受けている場合は「雇用保険受給資格証明書」、年金を受けている場合は「年金手帳」、その他各種福祉手帳)

- ⑤ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し

- ⑥ 住宅の不動産賃貸契約書の写し

2. 住居確保給付金を利用する場合の総合支援資金の借入申込みに必要な書類

- ① 「健康保険証の写し」及び「住民票の写し」

ただし上記書類のいずれか一方に加えて、必要に応じて運転免許証の写し、その他借入申込者の顔写真が貼付された証明書等を代わりに提出することも可

- ② 世帯の状況が明らかになる書類

- ③ 連帯保証人の資力が明らかになる書類

- ④ 求職活動等の自立に向けた取り組みについての計画書

- ⑤ 借入申込者が、他の公的給付制度又は公的貸付制度を利用している場合又は申請している場合は、その状況がわかる資料

- ⑥ 借入申込者の個人情報、総合支援資金の貸付けに必要な範囲において関係機関に提供することについて記載されている同意書
- ⑦ 入居する住宅の不動産賃貸契約書の写し
- ⑧ 「入居予定住宅に関する状況通知書の写し」
- ⑨ 「住居確保給付金支給対象者証明書の写し」
- ⑩ 「借用書」
- ⑪ その他、社会福祉協議会が必要とする書類

※ ①②④は省略可能。⑦は契約締結後で可能。⑩は住宅入居費についてはⅡの6の段階で、生活支援費についてはⅡの13の段階で提出します。

お問い合わせ先

らいふあっぷ習志野（生活相談支援センター）

TEL : 047-453-2090

FAX : 047-406-5555